道路施設調査業務　　数　量　集　計　表

名　　称	規　格　等		算　　定	数　量	適　用	単位
打ち合わせ協議			1業務	1.00	1.00	業務
情報収集・整理			1業務	1.00	1.00	業務
カーブミラー		N	160	160.00	160.00	km
警戒標識		N	160	160.00	160.00	km
案内標識		N	160	160.00	160.00	km
グリーンベルト		N	160	160.00	160.00	km
道路台帳システムカスタマイズ		N	4	4.00	4.00	項目

道路施設調査業務仕様書

第１章総則

（適用範囲）

第１条　本仕様書は、発注者が行う道路施設調査業務（以下、「本業務」という。）の適正を期するために受注者が執行しなければならない業務上の基準を示すものである。

（業務の目的）

第２条　本業務は庁舎内において現在の道路機能について現場へ行かなくても早期に住民への対応が可能となり、維持管理ができる事により、サービス向上に繋がり、経済的な方法として電子データを作成する事を目的としている。

（適用法令）

第３条　本業務は、下記の関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

①測量法・同法施行規則

②国土交通省公共測量作業規定

③その他関係法令、規則、通達等

（疑　義）

第４条　本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、監督員と速やかに協議を行い監督員の指示に従い業務を遂行する。

（書類の提出）

第５条　本業務を実施するにあたり、以下の書類を作成し提出するものとする。

①着手届

②工程表

③主任技術者及び現場代理人届

（主任技術者等）

第６条　主任技術者は、本業務を遂行するため工程及び技術的管理を行うものとし、業務内容に理解し精通したものでなければならない。

（機密保持及び情報セキュリティー）

第７条　受注者は、本業務作業中に知り得た秘密事項を外部に漏らしてはならない。また個人情報の取り扱いについては、情報漏洩等が無いように確実に社内管理を行う。

（土地の立ち入り）

第８条　受注者が公共用地や民有地に立ち入る際は、言動や行動に注意を払い、住人に不快な思いさせないように配慮して作業を行う。

（安全管理）

第９条　受注者は、歩行者や車両（自転車・自動車等）の通行には、十分注意し危害を与えないように作業を行う。

（業務の打合せ）

第 10 条　本作業中に疑義が生じた場合、速やかに監督員と協議を行い指示に従う。また業務の進捗状況などを密に連絡する。打合せや報告した内容は書面で作成し、双方が確認できる記録簿として作成する。

（損害の賠償）

第 11 条　本業務遂行中に受注者が、発注者及び第三者へ損害を与えた場合は、直ちに発注者へ状況及び内容を報告し、指示に従う。なお、損害賠償に対する責任は、受注者が負うものとする。

（資料等の貸与及び返却）

第 12 条　発注者は本業務に必要な資料を受注者に貸与し、資料整理が終了した後、速やかに返却する。また貸与された資料は、その重要性を十分に認識し取り扱いや保管を厳密に行う。

（瑕疵担保）

第 13 条　納品後、瑕疵が発見された場合、発注者の指示に従い、修正作業を受注者の責任において負担する。

（業務の完了）

第 14 条　受注者は、遅滞なく成果品を提出すると伴に、業務完了届を提出後、発注者の検査を受け合格をもって完了とする。

（成果品の帰属）

第 15 条　本業務の成果品は、全て発注者の帰属するものとし、受注者が発注者の許可なく使用、流用してはならない。

第 2 章　道路施設調査作成業務

（業務概要）

第 16 条　小諸市道に設置された物件（以下「対象物」という。）の現地調査（写真撮影、番号等の記録）を行い、電子データとしてまとめ、納品する。

（業務数量）

第 17 条　調査延長・・・約 160 ㎞（範囲については位置図参照）

（対象物）

第 18 条

① カーブミラー

・市道沿いに設置されたカーブミラーだけでなく、国道・県道沿いに小諸市が設置し、管理しているカーブミラーも調査対象とする。

② 警戒標識

・小諸市が設置した警戒標識に限る。公安委員会（警察）の設置した規制標識等は対象外とする。

③ 案内標識

・小諸市が設置し、管理している案内標識に限る。

④ グリーンベルト

（撮影・付加・記録）

第 19 条

① 写真撮影・・・・・現地調査にて近景・遠景の計 2 枚のカラー写真の撮影を基本とするが、場所により撮影困難な場合は 1 枚でよい。

② 番号の付加・・・・各対象物を維持管理する上で必要な番号を付加する。番号については別途協議する。

③ 番号等の記録・・・各対象物に記載されている番号・名称などの必要と思われるものは、記録する。

（調査結果の整理）

第 20 条　現地調査により得られた写真等の資料を電子データの道路台帳システムに追加し、物件図データを作成する。また、調査した項目を整理し一覧表にまとめる。
なお、一覧表の様式については、別途協議を行う。

（数量の精査）

第 21 条　前条で入力した物件図データより、物件を精査し詳細な数量を提出する。

（カスタマイズ）

第 22 条　対象物を電子データとして記録するため、新たな項目を追加する。追加項目は以下の通りとする。追加する詳細な内容については、監督員と別途協議の上、決定する。

① カーブミラー

② 警戒標識

③ 案内標識

④ グリーンベルト

小諸市区域図

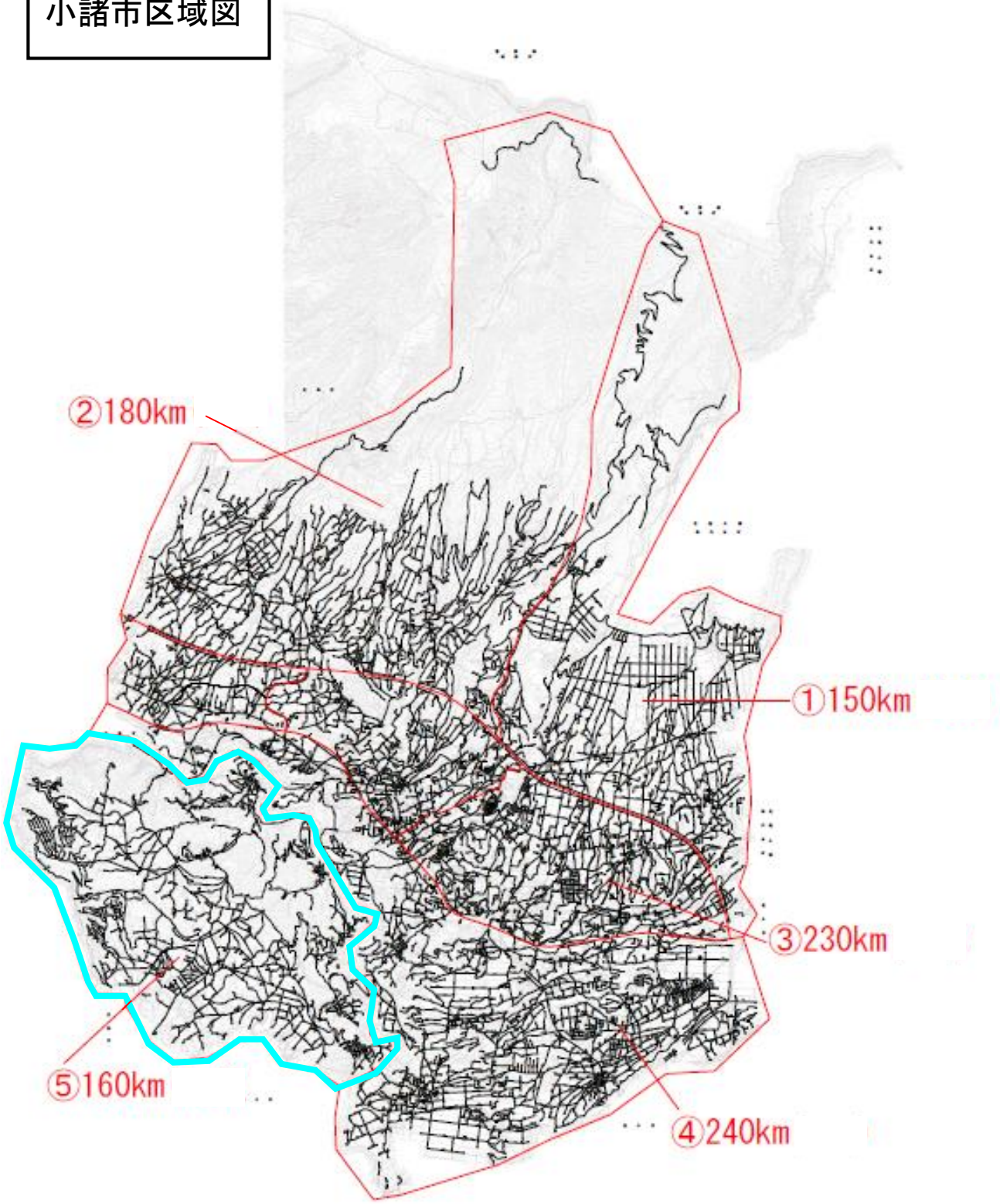

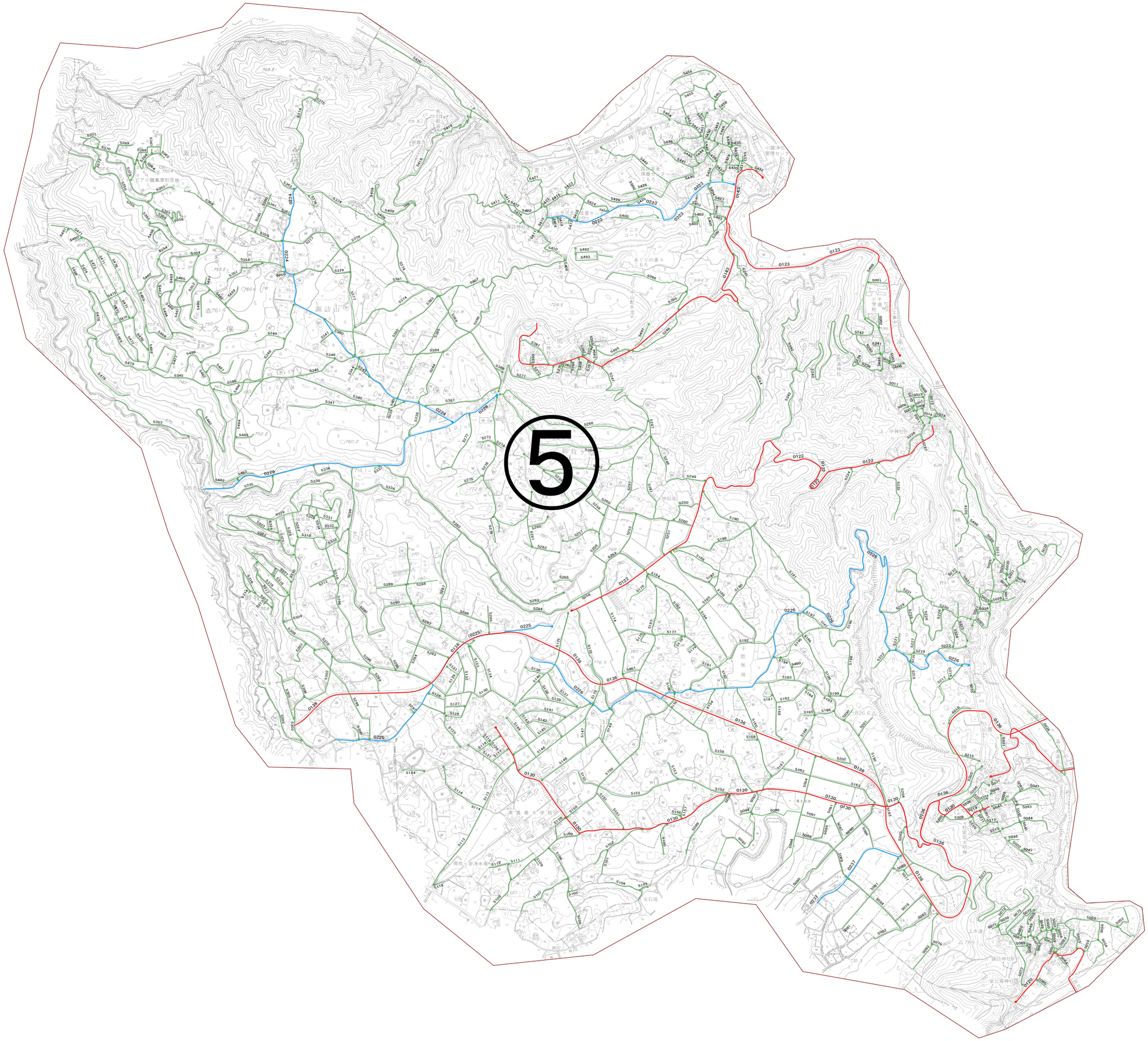
5